
ギリシア語パピルス断片の再構成

ストラスブール大学所蔵ローマ期の徴税関連三卷子本¹⁾

張 瑞 林 (村田光司 訳)

2004年から2010年にかけて、アンドレア・ヨルデンス（ハイデルベルク大学）及びジャン・ガスク（パリ第4大学）両教授の共同指導のもと行った博士論文研究のなかで、私は一つの財務記録に興味を惹かれました。それはこれまで校訂の行われたことのない166点のギリシア語パピルスから成り²⁾、フランスで最も重要なパピルス・コレクションであるストラスブール大学コレクションに収蔵されています。エジプト学者ヴィルヘルム・シュピーゲルベルクの勧めによって、このコレクションは1870～1871年の普仏戦争の後に組織され始めましたが、それは1902年に創設されたドイツパピルス蒐集財団に先導された共同蒐集に参加する前のことでした³⁾。さきの財務記録はこの財団創設以前にストラスブールに収蔵されましたが、その経緯は不明です。かつてエルザスのシュトラズブルク帝国大学・州図書館長であったユリウス・オイティング、そして後の館長フリードリヒ・プライジッケが、これらの断片を70に分類して目録を作成しました。この最初の目録はしかしながら酷い混乱をもたらし、その惨状のせいで1世紀間にもわたって、復元及び判読が至難の業であるこの財務記録に関するあらゆる研究の試みを阻害したのです。公刊されているパピルスや陶片史料の中に、本財務記録に正確に対応するテキストが欠落しているのも、事態を一層困難にしています⁴⁾。

この際だって複雑でありながら情報に溢れた財務記録を皆様を紹介するにあたって、本報告を6つのセクションに分けたいと思います。テキストの概説に入る前に、まずは本卷子本の物的復元から始めることにいたします。次いで、財務記録の基幹要素すなわち「項目」を扱い、そこでこの卷子本を識別するためのテキスト批判上の基準を取り上げます。この議論は会計手法に関する考察へと通じますが、その手法は私が「口座」あるいは「権利」と訳すオノマ (ὄνομα) という概念に基礎を置いています。これらの考察は、当該の三卷子本相互の関係へと私の関心を導き、そしてその関係について1つの仮説を提示させることになるでしょう。同時に、続く諸章においてテキストがどのよう

に編成されているのか説明したいと思います。最後に、これら卷子本が由来するところの権力についてお話しいたします。

1. 物的復元

本研究の第1の課題は、その物的な纏まりを復元することです。つまりどれだけの数の卷子本が断片の集積となったかを知ること、各々が本来属していた卷子本に諸断片を再配置するという事です。先行の研究者たちは、ただ2つの卷子本の存在を考えていました。彼らは半分は正しかったのです。私自身は物的そしてテキスト面の基準から、卷子本Aと卷子本Bというように区別しました。最初の基準から始めましょう。ここでは卷子本を直円柱と考えて、その解剖を行います。この円筒の底に一致する平面は「アルキメデスの螺旋」を形作り、渦線の距離がそのパピルスの厚さに等しくなります。十分な長さをもつ卷子本では、パピルスは極薄とみなしうるので、同心円から螺旋の長さを近似的に割り出すことができます。またある円から別の円への半径の長さの減少は一定です。このようにして、幾重にも巻かれたパピルス卷子本は同心円筒として図式化できるでしょう。そこからは連続する断片間での寸法減少の規則性が生じる一方で⁵⁾、断片間の間隔計算の単純化が可能となります。実際に、卷子本のある層の円周線分が、連続する二断片で見受けられる類似の欠損〔間の距離〕によって定められれば、われわれはそれと近い円周線分の他の断片を探し、それらが先の二断片と繋がるかどうか見ることができるとは思います。

この至極単純な方法は卷子本Aと卷子本Bを区分する手助けとなるだけでなく、先行の研究者たちが見落としていた卷子本Cの存在を証明するのにも役立ちます。具体的に言えば、私は「gr. 989a」と「984b」に分類された卷子本Aの断片が、たがいに連続していることを偶然にも発見したのです⁶⁾。その卷子本のそこでの円周は約8.3センチに達しました。「gr. 1011」に関しても、2つの似通った紙魚穴間の幅は同じ長さです⁷⁾。この断片は「gr. 989a」と「984b」を取り囲む空隙の中に位置づけることは決してできません。従って、確かなのは「gr. 1011」が別の卷子本の一部を構成しており、その上端にあるのと同じギザギザの欠損が見られる他の番号の史料と1つになるということです。こうして独立した卷子本Cの存在が立証されます。

一方で、上に示した方法は断片の連続の再構成と共に機能するものです。断片の類型分類に基づくこの整理は⁸⁾、いくつかの類型グループを生み出しますが、すべての断片が繋がるまで少しずつ漸進的に統合させていかなければならないでしょう。卷子本Aでは、断片を水平方向だけでなく垂直方向にも整理しなければなりません、それはこの卷子本が真ん中で壊れているからです。ですから両者をつき合わせ、また卷子本の上部和下部で再構成された断片の順序が対応しているかどうかを見なくてはなりません。そ

のために、以下の4つの基準が用いられます。つまり複数の断片にまたがる記載、コレシス⁹⁾の継続、欄の位置、そして裏面での繊維の延長です。

裏面は、卷子本Aでは完全に無記載であるものの、3つの中で特に遡ることが難しいこの卷子本断片の再配列に大きく貢献します。卷子本のある層の裏面には、その外側にある隣り合った層に由来する繊維やインクが付着することがあります。同様に、ある二断片が隣り合うことは次の2つの場合に確認されます。まず、一方の断片裏面に付着した繊維形状が、もう一方の断片表面で欠けている繊維の拡がりとは一致するときにそれです。2つ目は、一方の断片裏面に写った鏡文字が、もう一方の表面に残る文字とぴったりと重なり合う場合です。こうした繊維やインクの転移は、現実そして仮想上の無数の再構成に必要でした。このようにして、私はテキスト理解に不可欠な多数の記載を回復したのです。他方で、繊維の転移はまた卷子本の内部から外部へも起こりえます。一断片の表面は隣り合う断片の裏面に由来する繊維によって隠されることもあるのです。こうした逆方向の転移は一続きの断片全体で繰り返されるため¹⁰⁾、私が最初に行った再構成を大いに混乱させました。「gr. 968」が示す繊維の移動を見てください。それは完全に「gr. 968bis」を覆い隠していたのです。私は、隠された断片の存在を数学的計算によって証明した後でしか、それらを分けることができませんでした。

2. 概観

以上の方法によって、そして長く複雑な再構成の仕事の後、これら徴税関連三卷子本は、少なくとも仮想的には、往事の形を取り戻しました。卷子本A、B、Cの伝来具合はそれぞれ50、25、40%以下といったところです。これらの円筒の高さは、ローマ期のパピルス写本としては例外的に高く、最低でも37センチです。卷子本の長さはそれぞれ約424、858、254センチで、各々44、65、25もの欄を含んでいます。卷子本Aの欄6～44番、Bの欄1～57及び59～65番、Cの欄12～25番が部分的に残っており、うち三欄は空白になっています。記録の豊かさゆえに、研究の範囲は限定せざるを得ません。私が校訂したのは卷子本Aのすべて、卷子本Bの欄1～29番、そして卷子本Cの末尾欄外にある宣誓の表明です。

これらの校訂では、卷子本Aの表題の欠落も卷子本Cのそれも復元していません。わずかに残る卷子本Bの表題はほとんど理解できません。ですからわれわれは、その作成年月日やその記録を作成した機関、そしてそれが作成された目的に関する疑問に直接答えることが難しいのです。反対に、間接的な解答ならば本文の研究から導くことができるでしょう。

当該の三卷子本は、トラヤヌス帝の治世3年目（紀元99/100年）の財政年度における租税徴収ならびに徴税請負の実施に関して作成された記録です¹¹⁾。卷子本AとBに記

載された徴収とその作成は4年目まで延長されています¹²⁾。卷子本Cに記載された徴収の時期とその作成期間についてはまだ正確にはわかっていませんが、租税徴収人としての対国家奉仕義務に関する宣誓の表明は、紀元100年の8月11日に作成されています。卷子本A及びBにおいては、租税は隣接する3つの徴税区画に関するものであり、それらの中心地は〔ヘルモポリテス〕県南部の3村、セントリュフィス (Σεντρυφίς)、ティトコイス (Τιτκόϊς)、テルトンカノー (Τερτονκανώ) でした。この小管区は紀元3世紀以前にはほとんど記録のない場所です。われわれの記録はこれらの地名に関して最も古いパピルス学的証拠を提供しており、またその歴史を紀元1世紀にまで遡らせるのです。ただティトコイスだけが現代の地名(パウイ)に同定されています¹³⁾。そこは、われわれの記録以前では、下クシテス郡 (Κουσοίτης Κάτω)、つまりナイル川上流から下流へ走る、ヘルモポリテス県の第二区に位置づけられる唯一の地名でした。この2つの卷子本は、セントリュフィスとテルトンカノーもまた同じ郡に位置したに違いないことを示しています。卷子本Cは後で見るように、おそらくテルトンカノーの徴税区画にのみ関係しています。

3. 「項目」：テキストのミクロな構成と本文の特徴

それでは諸断片を見分けるのに役立つテキスト批判上の基準についてお話ししましょう。ここでは卷子本AとBに絞ります。卷子本Aは、一欄の幅が平均11.8センチですが、少なくとも118の項目で構成されています。卷子本Bは、一欄の幅が平均13.4センチで、校訂部分では132の連続する項目が含まれています。これら2つの卷子本では、1つの項目は2つの段落で構成されています。最初の段落は課税基礎と決算、つまり総額計算の方法について記されています。次の段落は徴収の明細からなっています¹⁴⁾。

以下は卷子本Aの欄28、16~18行目から引用した一例です。

⸎Α[ρ]τεμίδωρος Τοθήους ἐκ το(ῦ)

Πολ(εμαίου) Ληγαίου κατοικικῆς α Ο), (ἀρτάβη) α $\overline{Ο κδ}$,

[(ῶν)] με(μέτρηκεν) Πάεως κο(λλήματος) $\overline{ν γ}$ (ῆς κατοικικῆς) α $\overline{Ο κδ}$.

この項目は、16行目において、欄の外に配置するエクテシス形式で記された最初の大文字によって示されます。そこから17行目末まで最初の段落が続きますが、まずここでは項目の名義人トテスの息子アルテミドロスの名が、続いてレナイオスの息子プトレマイオスの κλῆρος (暗々裡の語) にふさわしい1と2/3アルーラの私有地における課税基礎が、そして最後に1と2/3と1/24アルタパの決算が書き込まれています。次の第2段落は18行目です。(ῶν)によって導入されるこの徴収明細は2つの主要な図像的方法によって第1段落と異なっています。まず項目の最初の文字よりも低い程度のエクテシ

ス形式であり、ὄν の記号は2つの段落が1つのまとまりであることを示す連結括弧となるように上方に伸びています。そして字体はより丸く、小さなサイズになっています。税支払者は暗黙のうちに項目の名義人となります。彼のポーイス (Πῶις) の穀倉に対する払い込みは—— μεμέτηρκεν というキーワードで示されていますが——、同じ穀倉で管理された振替帳簿の50頁目に記録されます。支払いの口座名義が正確に記されていることに注意しましょう。ここでは私有地に対する課税に関連した給付が問題となっているのです。また、18行目での受領総額と17行目で要求された総額が一致することを通知するものとして、監査の印が2本の平行な斜線で項目の名義人の名前に添えられています。付言しておきますが、卷子本Cの項目は、卷子本Aのその構造と完全に一致しています。

次に、卷子本Bの欄20、2～3行目から引用した例をお見せします。

┌[Σ]οῦρητις Ἡρακλείδου γ(ῆς κατοικικῆς) [η, ν(αυ)β(ίου) δ]·
 τράπ(εζ)α) Φαμενωθ κο(λλήματος) μᾶ δ.

この項目は、名義人であるヘラクレイデスの娘ソエリスのもと、2行からなり、各行は基盤となる項目の各段落に対応しています。通常通りエクテシス形式で最初の文字が大文字で書かれ、第1段落は8アルーラの私有地について伝え、それに対して4ドラクマに達するナウビオン (ναύβιον) の税が定められています。第2段落はパメノト月〔播種期の3月頃〕の税の支払い——暗に名義人の口座の借方による——に関してであり、それは公共銀行の振替帳簿の41頁目に記録されます。徴収完了の証明に続いて、名義人の名前の横に監査の印として2本の平行な斜線が見受けられます。

われわれの記録の断片的な状態において、既に確認したように、ある卷子本を他のそれと最も明瞭に区別させてくれる文字線は、徴収機関の言及です。われわれは、しばしば暗示的にはありますが、θησαυροίつまり公共の穀倉を目にします。それは現物での賦課を扱う卷子本Aに見られます。一方で、τράπεζαιつまり公共銀行という言及もあります。それは貨幣での賦課を扱う卷子本Bに現れます。実際の支払いを示すために、書記官は関係代名詞ὄνと動詞μετρέωを卷子本Aで用いていますが、その一方で卷子本Bでは統語的な書かれ方は全く見受けられません。他の違いを挙げましょう。月の名前は、卷子本Aでは徴収の記述中に決して出てきませんが、卷子本Bの支払い詳細においては常に現れています。このことからおそらく説明できるのは、穀物の徴収は農業生産物という保存のきかない性格に規定される一方で、周期的な側面（播種期や収穫期など、振替が集中する時期）はすべての租税役人に知られており、明記する必要はなかったのです¹⁵⁾。反対に、貨幣での徴収はその耐久性から時間的な制約をあまり受けず、一定間隔の支払いに容易に適合するのです。だから、実際の振替日を詳細に示さなくてはなりません。

4. 「オノマ」と遠距離決済

今私は「振替 virement」という単語を用いました。当該の卷子本で用いられる会計手法を単に「支払い paiement」と訳すよりも、このほうが相応しいと考えてのことです。この会計手法は徴収機関の場所に現れています。詳しくお話ししましょう。実際のところ、われわれの記録に現れる金庫の多様さは特筆すべきです。2つの銀行——都市銀行 (τράπεζα Πόλεως) と地方銀行 (τράπεζα τόπων)——があり、一方で少なくとも11の穀倉を数え、ポイスのそれが大半の支払いを受け取っています。これらの金庫の場所を特定しようとする、それがヘルモポリテス県全域に分布し、3つの徴収区画、セントリュフィス、ティトコイス、テルトンカノーを超える徴収網を形作っていることに気づかされます。穀物に関しては、この網はポイスの穀倉を中心として、その北限——サマールート (Σομολω)——から南限——エルクーシヤ (Κούσσαϊ)——まで広がっています。貨幣に関しては、地方銀行の場所はわかりませんが、確かなのは、まず間違いなくヘルモポリスの西街区 (Πόλεως Λιβός) にあった都市銀行が、当該の徴収区画から離れていたことです。さて、徴収のレベルでのこの地理的広がり、徴収拠点の領域的集中という相反する事態をどのように説明すれば良いでしょうか。私の意見では、徴収機関同士の連帯は遠距離の会計を想定しており、そのことからこれら徴収は物的ではなく抽象的な観点から考察されるべきなのです¹⁶⁾。言い換えれば、徴収は手渡しの支払いではなく、「振替」として扱われるということです。この考え方のみが、以下のことを説明できます。つまり卷子本Aの欄30、10~11行目¹⁷⁾で言及される Σομολω の穀倉で受領された金額が、例えば2行目で言及されるように、テルトンカノーに税務上の住居をもつ人物が名義人である項目中に記入されうる、ということです。

遠距離決済の仕組みに従えば、債務者たちはもはや手渡しでの支払いや引渡しに縛られる具体的な人物ではなく、口座あるいは ὄνοματa、つまり貸方と借方が記入され、その決算が事前の収入と一致するはずの会計上の存在として考察されます。課税される人々は、税務的視点から見て、穀倉や銀行に構築された口座網へと変貌し、それに対して振替が実施されます。ὄνομα という単語は καὶ ὄνοματoς で始まる項目中では明白です (たとえばAの欄29、16行目)。このような項目はそれに先立つ項目と結びついており、その ὄνομα は先立つ項目の名義人口座を参照しています。反対に、例えば卷子本Aの欄35、20行目¹⁸⁾ではこの単語は示されていませんが、そこでは εἰς と υἱῶν の間に ὄνομα が復元されねばならず、υἱῶν を対格形に直してはいけません。εἰς ὄνομα υἱῶν という形は、項目の名義人の借方による支払いが、第三者たるその息子たちのために記入されたことを示しています。また私は、卷子本AとBの徴収文中に頻出する ὑπ() という省略形に長い間悩まされてきたのですが、それを解決することができました。ὑπ() に人名が続く時、それは当然 ὑπ(ἐρ)、つまり「某に」となります。ὑπ() に受領金額が続

く時は逆に ὑπὲρ τοῦ αὐτοῦ) となって、ここでは τὸ αὐτό は ὄνομα のことですが、項目が並べられた口座を参照しています。従ってこの文は「同一の口座に」と訳されます¹⁹⁾。そしてある ὄνομα、つまり財務口座のもとでは共同名義人の数は問題ではなく、それは今日の銀行での口座が共同名義人の数を考慮せずに個人のままであるのと同じことです。この点は A の欄 15、15 行目の ὑπὲρ τοῦ αὐτοῦ) が、3 から 4 人の兄弟の責任下で A の欄 15、10～11 行目の名義人の口座を参照していることから証明されます²⁰⁾。同様の論理で、ὄνομα では名義人の性別は問題となりません。

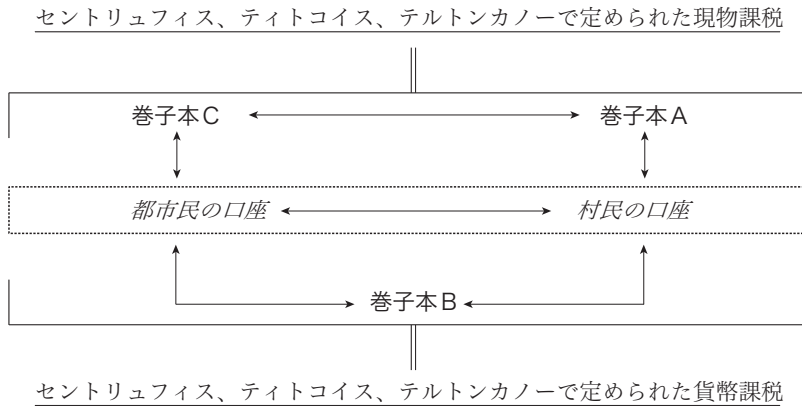
さらに、ὄνομα の財務的な意味と機能は「口座」に限定されるものではありません。課税基礎と決算について述べる段落において、項目の名義人はしばしば第三者と共に εἰς, διὰ, πρότερον という表現に続けて紹介されます。「口座」という単純な意味が εἰς τὸν δεῖνα や διὰ τοῦ δείνος といった表現を解釈するのに相応しいと感じては、πρότερον τοῦ δείνος という表現を理解することは望めないでしょう。他方で、これらの表現に続いて書記官は支払うべき金額を記しますが、そこでまず課税基礎について詳述されないことは決してありません。従ってこれらの表現から私が信ずるところでは、書記官は単にある口座から別の口座へと財務責任を移すだけでなく、ある名義人から別の名義人へと農地の用益権もまた移すということになります。前者の移転は後者の移転なしには起こりえません。結果として、財務上の ὄνομα は「口座」と「農地用益権」（あるいは「権利」）を同時に意味するはずなのです。

5. 「章」：テキストのマクロな構成と三卷子本相互の関係

「口座・権利」という ὄνομα の意味を理解することで、卷子本 B の著しく破損したとある箇所を読むことが可能となり、またその結果としてわれわれの三卷子本相互の関係について一つの仮説を立てる材料が手に入ります。卷子本 B の欄 1、4 行目を見てみましょう。私はこの最初の単語 []]ως をどう読むか、μητροπο[λ-] をどう解決するか非常に悩みました。上に示した会計手法に関する考察から、私は今では確信していますが、この行は [Σεντρί]φ[ε]ως μητροπο[λιτικ- 1-2] と読まれるべきで、2 つ目の単語は ὀνόματα あるいは ὀνομάτων を暗示する μητροπολιτικά または μητροπολιτικῶν であるはずで、訳は「セントリュフィスにおいて、都市民の口座・権利」となります²¹⁾。言い換えれば、都市民らが保有しつつも村民らに貸し出された、セントリュフィスに位置する不動産が問題となっています。ヘルモポリスに住むこの都市民たちは、彼らの口座が定められている公共の金庫に関し直接の責任を負っていました。これらの口座は、欄 8、4～6 行目で示されるように、彼らの借地人の口座に由来する支払いによって供給されるものです（上記註 18）を見よ）。

さて、ここからは卷子本各々のテキストのマクロな構成を検討し、三卷子本相互の関

係解釈を試みます。私が議論しそして都市の口座・権利に触れている行は、実際のところ卷子本Bの最初の章のタイトルを成しています。この卷子本は大きく2つに分かれ、その各々が3つの章を含み、それらはセントリュフィス、ティトコイス、テルトンカノーという3つの徴税区画に関係しています。ただ一つの例外²²⁾を除けば、前半の3つの章はもっぱら土地課税を扱っており、一方で後半の3章は土地と土地以外の課税両方を扱っています。最後は人頭税 (ἐπικεφάλαιον)、ビール税 (ζυτηρά κατ' ἄνδρα)、オリーブ油の販売税 (ἐλαιική) 等から成っています。反対に卷子本Aは3章しか含んでおらず、同じ徴税区画に関わっていて、もっぱら土地課税に関するものです。他方で、卷子本Aと卷子本Bの校訂部分のあいだで人名の合致がほとんどないのは興味深いことです。そして卷子本Bの最初の3章においては、それなりに多くの社会的優越を示す名前——アナクサゴラス、クラウディウス・テオドロス、エピオドロス (Ἡπίδωρος)、マルクス・アントニウス・アポロ某など——が見受けられます。各章におけるテキストの独自の構成と固有名詞の特徴は、既に見た [Σεντρί]φ[ε]ως μητροπο[λιτικ- 1-2] の読み取りを手がかりとして、一つの仮説を示唆してくれます。すなわち、卷子本AとCは現物課税を相互に補い合うもので、前者は村民の口座に、後者は都市民の口座に関係するものです。この穀物課税を補完するのが卷子本Bにおける現金課税で、その最初の3章は都市民の口座に、次の3章は村民の口座に関係するものです。これら三卷子本相互の構造的連関は、以下のように図式化できるでしょう。



われわれの三卷子本を結びつけるこの仮説は、なぜ人頭税——ἐπικεφάλαιον——が卷子本Bの後半3章においてしか言及されないのかをうまく説明してくれます。自然人としての人間に対して課されるこの税は、当該の徴税区画に住む人々つまり村民にしか関わりえません。人頭税は従って、都市民に関する章からは排除されねばなりません。彼らが卷子本Bの中に含まれているのは、彼ら自身のゆえではなく、ただ地方にある彼らの不動産のゆえなのです。

にもかかわらずこの仮説はまだ立証することができていません。卷子本Bの未校訂及び破損部分において、私はまだ確信をもって「村民の口座」ὄνόματα κομητικάと解釈しうる箇所を見つけていません。その一方で卷子本Cのテキストは、その最後にある宣誓の表明を除いては大半が未検討のままです。

この表明はわれわれに何を語るのでしょうか。一見したところこれは私の仮説に反するように思われます。この表明はテルトンカノー村のおそらく長老(πρεσβύτεροι)である5名の人物のもので、彼らはストラテegosに向かって、3年目のメゾレ月の25日、つまり紀元100年8月18日にその都市に出頭することを誓っています。彼らは对国家奉仕義務を永遠に履行することを約束しますが、彼らがそれを率い(10行目 προστήναι)、そしてその義務はなかならず同じ村の πράκτορες(12~13行目)によって(11行目 ὑπὸ)監視されるというものでした。この義務の性質は、支持体の深刻な破損のせいで明確ではありません(9~12行目)²³。いずれにせよ、テルトンカノーの唯一の言及から判断するならば、卷子本Cはおそらくこの徴税区画のみに関係しており、セントリュフィスとティトコイスは対象外です。

しかしながら、卷子本Cのテキスト主要部は他の事柄を示しているように思われます。実際の所、この卷子本の欄12、4行目では、属格形で Σαλῦς という名前が見受けられます。この名前は公刊されているパピルス文書中には一つも現れず、ただティトコイスの徴税区画に関する卷子本Bの第2章にのみ姿を現します。卷子本Bと卷子本Cのこの人物は、おそらく同じ都市の同じ人物でしょう。この観察は、上に掲げた三卷子本相互の仮説的關係を補強しうるものです。最後に、この関係を証明するためには、三巻のなかで最も欠損著しい卷子本Cの残存テキストを解読し校訂しなくてはなりません。皆様方のなかで、どうかこの仕事をお手伝いしてくださる勇敢な方はいないでしょうか。

6. 卷子本はどこで編纂され、保管されたのか

曖昧な文面でありながらも、卷子本Cの宣誓表明がわれわれに示してくれるのは、この卷子本が、λογιστήριονつまり「役所」、ストラテegos、そして王の書記官(γραμματεὺς βασιλικός)の所管に属する、ヘルモポリスの中央アーカイブズに保管されていたことです²⁴。私の推論はこうです。まず、以下の2点から、われわれの今持っているものがストラテegosから伝来したオリジナルであって写しではないことが示されます。i) 文体の規則性のなさ、綴字の不正確さ(5、11、12、13、そしておそらく17行目)、非統語的繰り返し(14行目)から、書記があまり訓練を受けていない、しかも村落出身者であること。ii) ἀντίγραφονつまり「写し」の単語を欠いていること。ところで、この表明のオリジナルは卷子本Cの末尾に付されています。結果として卷子本Cはその表明が保存されていたのと同じ場所で保管されたのであり、そこは名宛人たるストラテ

ゴスの傍でした。そして、三卷子本相互の体裁と古書体学的類似点から判断するならば、卷子本AとBは、卷子本Cと全く同じように、ヘルモポリスに保管されていたに違いありません。

財務記録の編纂の問題に関しては、再び卷子本A及びBに目を向けなくてはなりません。一つ明白だと思われるのは、たとえこれらの卷子本に地方のデータが書き込まれているとはいっても、その編纂が地方で為されたとは全く言えないということです。以下の2点がそのことを証明しているように思われます。1) われわれが見たように、会計は抽象的でまた[ヘルモポリテス]県全域に広がる徴収網に基礎を置いています。2) 収入項目の確認は3つの徴税区画で並行して行われ、その区画は各々独立した3つの村の管区に一致しています。換言すれば、穀倉の管理者(σιτολόγοι)あるいは決まった公共の金庫で働く銀行家も、区切られた徴税区画のなかで働く受領者も、そして下部行政組織の長として働く人々でさえも、彼らだけでは当該の卷子本を編纂することはできず、それほどまでにこれらの卷子本は情報に富み、綿密に作成され、地理的に散らばる領域に関わっているのです。

私の意見では、これら卷子本はヘルモポリスにあるストラテegosと王の書記官の役所で編纂されたはずで、そこには遠距離間での会計センターがあり、それは一方では県全域に散らばる公共の穀倉間の、他方では都市と地方の銀行間のものでした。そこは、担税者の口座に従って、再編成された徴税区画に応じて財政年度ごとに、離れた金庫間の活動をまとめる場所でした——取りまとめの作業はおそらく地方レベルでは実現不可能だったでしょう。この点に関してフリードリヒ・プライジツケが、ヘルモポリテス県で発見され現在カイロに保管されている、紀元232年に比定されたあるパピルス(P. Cair. Preis. 29)について提示した解釈を、私は進んで採用します。この断片では、異なる手によって書かれた「領収証」が多数、一定の長さをもつ卷子本作成のために照合されています。これらの領収証は現物の賦課に関するものです。担税者たちは決定しがたい関係に従って再構成され、一方言及されている公共の金庫は卷子本Aと全く同じように県の領域に分布しています。領収書は、現実には真の領収書ではなく、領収証の「形をとった」徴収の口座です。言及される穀倉の多さをみれば、これら領収証もどきは地方権力に由来するとは考えにくく、むしろ *Gau-Rechenkammer*、つまり県の中央口座課で作成されたのでしょう。この口座課はまさにストラテegosと王の書記官のそれであったと私は考えています。カイロで保管されたこのパピルスのような記録が、われわれの卷子本の準備に役立ったに違いありません。これらは同じ役所で作成されたのです。これら卷子本はある特定の財政年度の最終会計であり、それだけで、諸々の徴税区画に関する極めて複雑かつ厳格な文書形式、租税上の入り組んだ「オノマ」、徴収に関する詳細な記述、そして最後に、税の課税基礎及び決算について微細な情報を合わせて伝えてくれるのです。

またわれわれの卷子本が、情報の豊富さによって他の租税記録から抜きんでいるのも、上の最後の点——課税基礎と決算——に関してです。それらの情報から、われわれは現物と貨幣による、約20の税査定及びそれと組み合わせられる約20の決算方法があることを知ります。まとめれば、正真正銘の紆余曲折を極めた徴税実践です。しかしこの最後の主題に関して、これら卷子本が含む富がどれだけのものか、この場でこれ以上お伝えできないのは残念なことです。私はただ本報告が、この記録の豊かさや解釈の難解さ、そしてローマ期エジプトの税制に関するその重要性を十分に示せたことを祈るばかりです。完全な研究結果は、公刊される私の博士論文で詳述されるでしょう。

注

- 1) 本テキストは名古屋大学で2010年7月20日に行われた講演の内容を取録したものである。私を招きこの機会を与えてくださった佐藤彰一教授と、日本語への翻訳を行ってくれた村田光司氏に感謝したい。
- 2) P. Strasb. inv. gr. 897–898, 903–905, 939–968, 982–1000, 1010–1013, 1918–1928.
- 3) 以下を見よ。O. Primavesi, « Zur Geschichte des Deutschen Papyruskartells », *ZPE* 144 (1996), S. 173–187; P. Heilporn et A. Martin, « La collection de papyrus de la Bibliothèque nationale et universitaire de Strasbourg », in W. Clarysse and H. Verreth (ed.), *Papyrus Collections World Wide: 9–10 March 2000 (Brussels-Leuven)*, Bruxelles, 2000, pp. 77–80; G. Littler, « La Bibliothèque nationale et universitaire de Strasbourg », *Bulletin des bibliothèques de France* 47, 4 (2002), pp. 36–38; F. Colin, « Comment la création d'une 'bibliothèque de papyrus' à Strasbourg compensa la perte des manuscrits précieux brûlés dans le siège de 1870 », *Revue de la BNU* 2 (2010), pp. 24–47.
- 4) さしあたり以下を挙げておこう。P. Oxy. XXII 2346 (Oxy.; 3世紀後半); XLIV 3168 (N. hermop.; 155年あるいは178年の4月7日以後); *P.Ryl.* II 185 (N. hermop. か; 2世紀).
- 5) 以下を参照。W. E. H. Cockle, *Euripides. Hysipyle. Text and Annotation based on a Re-examination of the Papyri*, Roma, 1987, p. 31; R. Janko (ed.), *Philodemus. On Poems. Book I*, Oxford, 2000, pp. 104–109; D. Delattre (éd.), *Philodème de Gadara. Sur la musique. Livre IV*, 2007, introd., p. CIV, 4番目の原則である「Delattre-Obbink法」。
- 6) とりわけ卷子本A, col. 39, l. 19. これは次のように読める。「Πολυνίκου, ἀν(ὰ) Γ」。
- 7) 紙魚穴は卷子本Cの16欄目に位置している。以後欄の表記を、それが属す卷子本のアルファベットを大文字で示した後、「col.」をつけずに太字で頁付けをする形にする。行数はその後ろに「l.」をつけずに付す [日本語訳の本文では省略せず表記してある]。
- 8) この分類が不可能な場合、断片の配列を復元するのは非常に困難になるだろう。この点について、*P.Oxy.* XLV 3209 [= MP³ 79.1] における諸断片の構造の不合理性と、*P.Oxy.* XLV 3210 [= MP³ 84.1] の諸断片の不完全な構造化を比較せよ。
- 9) パピルス2葉の接合。以下を見よ。D. Muzerelle, *Vocabulaire codicologique: répertoire méthodique des termes français relatifs aux manuscrits*, Paris, 1985, s. v. と fig. 10. ウェブ版が以下で閲覧できる。www.vocabulaire.irht.cnrs.fr/pages/vocab2.htm.
- 10) すなわち inv. gr. 997 → 998 → 992 → 993 → 994 → 995 → 989b → 990a → 990b → 991 → 987 → 988a → 988b → 989a; 矢印は卷子本の外から内への並びを示す。この種の繊維移動は以下では存在しないことを指摘しておこう。inv. gr. 995–989b, 990a–990b, 990b–991, 987–988a, 988a–988b.
- 11) 卷子本Cに関する下記の議論を見よ。

- 12) トラヤヌス帝の治世4年目は例えば A 32 17 で言及される。[(ὄν)] με(μέτρηκεν) Ἄκεως(ς) δ(ἔτους).
- 13) この場所はアッパ (アバ・アポロ) 修道院にその名声を負っている。「ティトコイス(村)の砂漠の外れに」; 以下を見よ。S. J. Clackson, *Coptic and Greek Texts Relating to the Hermopolite Monastery of Apa Apollo* [= *P.Mon.Apollo*], Oxford, 2000, pp. 14–15.
- 14) 「固定資産税の3段階」に対する税制専門家の定義——課税基礎 (*assiette / Steuerbasis / tax base*)、決算 (*liquidation / Steuerfestsetzung / tax assessing*)、徴収 (*recouvrement / Beitreibung / collection of taxes*)——については、P. Beltrame et L. Mehl, *Techniques, politiques et institutions fiscales comparées*, Paris, 1997, pp. 46–81 と、とりわけ pp. 89–101.
- 15) 以下を参照。P. Heilporn, *Thèbes et ses taxes: recherches sur la fiscalité en Égypte romaine (ostraca de Strasbourg II)*, Paris, 2009, pp. 151–152.
- 16) 以下を参照。F. Preisigke, *Girwesen im griechischen Ägypten: enthaltend Korngiro, Geldgiro, Girobanknotariat mit Einschluss des Archivwesens: ein Beitrag zur Geschichte des Verwaltungsdienstes im Altertume*, Hildesheim; New York, 1971 [= Straßburg, 1910], S. 89–101.
- 17) ἰΔε[±?]', [±?· ±?] κῶ(λλήματος) ἄ ἀριθ(μητικού) η'· Σομολ(ω) || κο(λλήματος) ἄ [±?] . α Λ' (γίνονται) κζ L γ.
- 18) ἐκ τοῦ(ι) [Πτολ(εμαίου) Λη]γαί(ο) εἰς υἰῶν Ἐπιμάχ(ου) Ἱεροκλ(έους).
- 19) たとえば B 8 2–6 Μάρκος Ἀντώνιο(ς) Ἀπολ() γ(ῆς κατοικικῆς) ε[οε, ν(αυ)β(ίου) ρλζ (τριώβολον)]· || ἰδιοκτη(του) κε, (δραχμαῖ) ιγ (πεντάβολον), (γίνονται) ρνα (διώβολον)· || τράπ(εζα) Φαμενωθ κο(λλήματος) μά Ἴναρ(ῶς) Κολ(λουθου) ὑπ(ἐρ τοῦ αὐτοῦ) λβ, δι(ὰ) Νεφ(ε(ρ-) ±?) || Θεοτεὺς κα(ὶ) Ἀπολ() ὑπ(ἐρ τοῦ αὐτοῦ) κβ· μβ Ἀρψοί(ς) ὑπ(ἐρ τοῦ αὐτοῦ) ζ· Νεφ(ε(ρ-) ὑπ(ἐρ ?) ±?) || ὑπ(ἐρ τοῦ αὐτοῦ) δ (πεντάβολον)· Παχω(ν) κο(λλήματος) νθ Νεφ(ε(ρ-) ὑπ(ἐρ τοῦ αὐτοῦ) ε (διώβολον ?) κτλ.
- 20) [±9]ος κα(ὶ) Κάστωρ καὶ Κολ(λουθος) || [οἱ ±?] .
- 21) 私は *P. P.Herm.Landl. Anhang II introd.* (N. hermap.; 3世紀終わり～4世紀初め) [= *SPP V 120*], S. 112–113 に従うが、μητροπολιτικά が完全に «Land im Besitz von Metropoliten» であるとも、κομητικά が完全に «Land im Besitz von Dorfbewohnern» (強調筆者) であるとも考えていない。われわれの卷子本における財務上の「オノマ」、つまり「口座・権利」は、農地用益権と会計の意味を同時に持っている。以下に関しては *ed. cit.*, S. 24–26 を参照。Ἀντινοϊτικά ὀνόματα; *SB XX 14669 292* (N. antaiop.; 525/6年以前) ἄστικ(ῶν) ὄνομα(άτων); J. Gascou, *Fiscalité et société en Égypte byzantine*, Paris, 2008, pp. 257–258.
- 22) B 8 7–8 は浴場に対する税 (τρίτη βαλανείου) に関係している。
- 23) テクストと翻訳は以下のとおり。
- | | |
|--|---|
| <p>.. [1–2] ὄνι στρατη[γῶ] Ἐρμοπολ(ίτου)</p> <p>[Π]α[πον]τῶς Ἴναρῶν[τος κα] Ἱ Ακῆς Ψεν [4–5 καὶ]</p> <p>Πανούπις Παήου[ς καὶ] Πακῶσις .. [7–8]</p> <p>[κ]αὶ Πανεχῶ[της] Το[θη]ή[λου]ς [1–2] . [±8]</p> <p>5 [Τ]ε[ρ]τονκανῶ. Ὁμ[ν]ύμεν τῆ[ν] Αὐτοκράτορος]</p> <p>[Κ]αίσαρος Νέρονα Τρι[α]νο[ύ] Σεβαστο[ῦ] Γε[ρ]μα[ν]ικοῦ</p> <p>[τ]ύχην παρέσεθ[αι] εἰς Ἐρμου Πόλ[ιν] τῆ[ν] πέμ-</p> <p>πη καὶ εἰκάδ[ι] τοῦ ?] Μεσορη τ[οῦ] ἐν[ε]στῶ-</p> <p>τος γ (ἔτους) Τραϊανοῦ traces</p> <p>10 προστήναι .. . ἄτ traces Μεσορη</p> <p>καὶ μὴ ἐξτήσιν ἕως ἀπολυθῶ[με]ν ὑπὸ</p> <p>.. ης ὡν κ .. . πρακτώρων τῆς α(ὑτῆς)</p> <p>κῶμης. Εὐορκουῦντι μὲν ἡμῖν εὐ</p> | <p>…たるヘルモポリテス県のストラテীগ
スへ、</p> <p>テルトンカノー村の…イナロウスの子パ
ポントス、プセン…の子アケス、パエス
の子パヌーピス、…の子パクスィス(?)、</p> <p>そしてトテス(?)の子パネコテス。</p> <p>我らは以下のことを誓う、皇帝カエサ
ル・ネルヴァ・トラヤヌス・アウグスト
ウス、ゲルマン人の征服者の幸運にかけ
て、トラヤヌス帝の治世3年目のメゾ
レ月25日にヘルモポリスに出頭し、メゾ
レ月…監督すること、そして同村の収入
役を…によって解放される前に休暇をと</p> |
|--|---|

{εὐ} εἶη, ἐπιτορκούσι δὲ τὰ ἐναντία.
 15 (Ἔτους ?) γ' Αὐτοκράτορος Καίσαρος Νέρουα
 Τραϊανοῦ Σεβαστοῦ Γερμανικοῦ
 Μεσορηῆ. . . ὄν . . . ἔγραψα
 . . . τὸ σῶμα traces τὰ
 γράμματα vacat ?

らないことを。もしこの誓いに忠実であるなら、我らは幸福である一方で、もしこの誓いに背こうものなら、我らは逆の状況に陥ろう。

皇帝カエサル・ネルヴァ・トラヤヌス・アウグストゥス、ゲルマン人の征服者の治世3年目、メゾレ月18日に。彼らが非識字者であるゆえ、私…が彼らのために(?)本文書を記した。

- 24) 以下を見よ。T. Kruse, *Der Königliche Schreiber und die Gauverwaltung: Untersuchungen zur Verwaltungsgeschichte Ägyptens in der Zeit von Augustus bis Philippus Arabs (30 v. Chr. – 245 n. Chr.)*, München; Leipzig, 2002, S. 47, 799–801.

[付記] ここに訳出して掲載したのは、若手招聘研究員として来日した張瑞林 (CHANG, Ruey-Lin) 氏が2010年7月20日に、名古屋大学文学研究科大会議室で行った講演の草稿である。同氏は1971年台北に生まれ、1994年に国立台湾大学で国際関係論を専攻し、学士号を取得した後、96年からフランスのストラスブール大学大学院で哲学を学び、途中で専攻を古典学に変えて、ビザンツ学のジャン・ガスク教授の指導のもとにローマ史とパピルス学の研究に専念した。その成果は、2010年ハイデルベルク大学のアンドレア・ヨルデンス教授とストラスブール大学 (その後パリ第4大学に転出) のガスク教授の共同指導のもと、「ローマ期ヘルモポリテスの租税関連文書 (ストラスブール大学所蔵ギリシア語パピルス文書897–898, 903–905, 939–968, 982–1000, 1010–1013, 1918–1929) — 編纂と注解」と題する博士号取得論文に結実し、2010年5月22日に開催された公開審査で *summa cum laude* という最高評価で審査を通過した。現在氏はユニバーシティ・カレッジ・ロンドンの研究員として、オクスフォード大学所蔵のギリシア語パピルス文書の調査と研究に従事している。